会	長	会長代理	事務局長	係	長	主	查	係	員

## 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月4日(火)午前9時

2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階

3. 出席委員 (16名)

農業委員 (7名)

会長 8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川﨑 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (9名)

久我 定幸

池田 信文

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

簗 善作

内田 秀敏

松本 広喜

欠席委員 (農業委員1名)

2番 辻 和久

(推進委員2名)

木村 覚

永渕 久留美

## 4. 議事日程

議案第151号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第152号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第153号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

議案第154号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第155号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長今田徹農地係長大岡寿憲主増山心美

## 6. 会議の概要

発言者	内容				
議長	おはようございます。ただ今から第37回総会を開会いたします。				
	本日の出席委員は農業委員7名、推進委員9名で定足数に達しております				
	ので、総会は成立しております。				
	今回の議事録署名者ですが、1番の澤山農業委員と3番の山口農業委員よ				
	ろしくお願いします。				
	早速審議に入りたいと思います。				
	本日の提出議案は、議案第151号3件、議案第152号が7件、議案第				
	153号が1件、議案第154号が4件、議案第155号が2件となってい				
	ます。				
	それでは、引き続き議案第151号、農地法第18条第6項の規定による				
	解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので報告します。				
	お諮りします。				
	次の議案第151号1番と議案第152号、農地法第3条の規定による許				
	可申請審議についての1番は関連がありますので、一括して審議することに				
	ご異議ございませんか。				
	(異議なし)				
議長	異議なしと認めます。				
	それでは、一括して事務局の説明を求めます。				

事務局

(議案説明)

なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進 委員から調査報告をお願いします。

福江委員

6月27日に、内田推進委員と2人で $\bigcirc$  $\bigcirc$ さんと話をしました。雨のため現地には行きませんでした。

内容は事務局がされた通りです。ほとんどの畑は、農地パトロールで調べた時に見ていて確認済です。

よろしくお願いしますということです。

内田推進 委員 ○○さんが、定年退職して頑張ろうとした矢先に、病気で亡くなってしまって、奥さんに頑張ってもらいたいと思います。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第151号1番及び議案第152号1番について、ご異議ご 意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第151号1番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、議案第151号1番は原案通り認められました。

続きまして、議案第152号1番について申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

### 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、議案第152号1番は原案通り認められました。 お諮りします。

次の議案第151号2番と議案第154号、農地法第5条の規定による許可申請審議についての1番及び、議案第155号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権及び使用貸借権設定についての1番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

#### 議長

異議なしと認めます。

それでは一括して事務局の説明を求めます。

#### 事務局

## (議案説明)

申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は13~16ページとなっています。

#### (議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山農業委員及び久我推進 委員から調査報告をお願いします。

#### 澤山委員

6月30日、久我推進委員と貸人と借人は同一人物ですので、○○さんと 3人で、加工施設のところで確認をしてきました。

新しくトイレと駐車場を作る関係で、3944-1の畑を分筆して、宅地 にしなければならないということで、分筆するために使用貸借権の解約を申 し入れられたそうです。

実際見に行ってきたところ、加工所の横に新しくトイレを設置し、残った

ところを駐車場にしたいという考えでした。

議案155号は、使用貸借権の継続ということで、その日は雨だったんで加工所の中で、地番とか航空写真を見ていただいて、一筆ずつ確認いただいて間違いないということを確認できました。

# 久我推進 委員

6月30日に、○○さん宅にお伺いして、澤山委員と話をお聞きしました。 あとは澤山委員の言われた通りです。よろしくお願いします。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第151号2番、議案第154号1番及び議案第155号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決を取ります。

議案第151号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、議案第151号2番は原案通り認められました。

続きまして、議案第154号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、議案第154号1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付 します。

続きまして、議案第155号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、議案第155号1番は、原案通り認められました。

続きまして、議案第151号3番について事務局の説明の前に、水田委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(水田農業委員離席)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員および池田推進 委員から調査報告をお願いします。

堤委員

2日に、○○さんのところにお伺いして、事情を聞いたんですけど、10年前に、田なおし事業で整備をされたんですが、それがもう石ゴロゴロで、○○さんが借りて手を入れられたみたいなんですけど、断念されて、そのまま一度も耕作されずにそのままにされていたみたいです。

それと、3日に〇〇さんと池田推進委員と一緒に現地へ行く予定だったんですけど、私が体調不良のため池田推進委員に行ってもらったんで、池田推進委員お願いします。

池田推進 委員 昨日、〇〇さんと話をしました。第3条で申請していたので、解約報告を しないといけないと思って申請したということでした。

現場は、困難で全然仕事が出来なかったということでした。

議長

調査報告が終わりました。

それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第151号3番について申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお 願いします。 (举手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって議案第151号3番は、原案通り認められました。

(水田農業委員着席)

議長

お諮りします。

次の議案第152号2番と議案第153号農地法第4条の規定による許可申請審議についての1番、及び議案第154号農地法第5条の規定による許可申請審議についての2番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

それでは一括して事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 (議案説明)

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施設に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。この農地はこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められます。

また、その場所以外の代替地も想定できず、当該事業の関係面積に占める 1種農地の割合は3分の1を超えてはおらず、土砂の流出や崩壊などの排水 などに関しても特に問題なく農地法第4条第6項各号に該当する事項は認め られません。

(議案説明)

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。この農地はこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められます。

また、その場所以外の代替地も想定できず、当該事業の関係面積に占める

1種農地の割合は3分の1を超えてはおらず、土砂の流出や崩壊などの排水などに関しても特に問題なく農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員および内田推 進委員から調査報告をお願いします。

福江委員

27日に内田推進委員と○○事務局長と3人で立会いのもと見てきました。土地改良区の方も了解済でちゃんとできております。

よろしくお願いしますということでした。

それと、○○さんには内田推進委員から連絡がいっております。以上です。

内田推進 委員 施設進入路に関しては、以前からいろいろありました。もともとある入口については、狭くて貸し切りバス等には狭いです。1日も早く完成をと思っています。

○○さんからもお願いしますということでした。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第152号2番、議案153号1番及び議案第154号2番 について、ご異議ご意見ございませんか。

水田委員

前々から計画があっていたと記憶していますが、長引いた理由は何だったですか。

内田推進 委員 ここは、1種農地で土地改良区の受益地に入っていたので、話をして解決 してから申請を出してくださいということを言っておりまして、今回解決が できたということで申請されたということです。

議長

他にないですか。

(なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第152号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手を お願いします。

#### (挙手多数)

## 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって議案第152号2番は原案通り認められました。

続きまして、議案第153号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。

### (挙手多数)

### 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって議案第153号1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。

続きまして、議案第154号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。

#### (挙手多数)

## 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、議案第154号2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付 します。

続きまして、議案第152号3番について事務局の説明を求めます。

### 事務局

### (議案説明)

譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。

### 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員および内田推 進委員から調査報告をお願いします。

## 福江委員

27日に、内田推進委員と○○さんと3人で現地確認をしてきました。

○○さんとは親戚かということなんですが、自分は何も知らないということでした。○○さんが何年も前からずっと作っておられたようです。

そして、○○さんには電話を何回かしておりますが、まだ連絡が取れておりません。後日、また連絡をしてみます。

## 内田推進

対価が0円ということを○○さんに聞いたら、前々から管理しているから

委員

良いということでした。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第152号3番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第152号3番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって議案第152号3番は原案どおり認められました。

続きまして、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員および内田推 進委員から調査報告をお願いします。

福江委員

27日に、内田推進委員と○○さんと話をしました。そして、○○さんを 尋ねていきました。

ここの横の畑は〇〇さんのものらしいんですよ。その土地との境に小さい水路があって、畑としてはちょっと使われないということですけど、荒らすわけにもいかないということで、金額が高かったけど仕方なく買いましたということです。

内田推進 委員 土地の金額が高いので、後々何か建物を建てる予定なのではと〇〇さんにお尋ねしたところ、農地として買うということでした。金額については、相手がもう少し欲しいということだったんで、奮発して買いましたということでした。

議長

調査報告が終わりました。

それでは、議案第152号4番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第152号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって4番は原案通り認められました。

続きまして、5番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された榊原推進委員から調査報告をお願いします。

榊原推進 委員 1日に現地に行きまして、○○さん、○○さん、そして○○さんも来てもらいました。

所有権移転ですけれども、第5条ではないですかと聞いたところ、3条で すということでしたので、畑として管理をしてくださいと話をしました。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第152号5番についてご異議ご意見ございませんか。

水田委員

畑として管理するということですけど、何を耕作されるのかは決めておられないですか。

榊原推進

一応、畑として管理するけど、まだ決まってないということでした。

委員

議長 他にないですか。

(なし)

議長

ないようですので議決をとります。

議案第152号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、5番は原案どおり認められました。 続きまして、6番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された川﨑農業委員および松本推 進委員から調査報告をお願いします。

川﨑委員

29日に松本推進委員と2人で現地を確認してきました。○○さんは出張中ということで、電話で話をしました。

航空写真の通り、現状はもう非農地が良いのではと思うくらい大木があって、農地に戻すは無理かなと思う現状でした。

松本推進 委員 今、川崎委員が報告された通りで、一緒に現地を見てきましたけど、本当 雑木林でした。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第152号6番について、ご異議ご意見ございませんか。

水田委員

経営規模の拡大ということで、何しますかと聞かれましたか。

川﨑委員

今のところ、考え中ということでした。

議長

他にないですか。

(なし)

議長

ないようですので議決をとります。

議案第152号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、6番は原案通り認められました。

続きまして、7番について事務局の説明の前に、福江農業委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(福江農業委員離席)

議長

それでは、7番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

借受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された川﨑農業委員から調査報告をお願いします。

川﨑委員

30日に福江農業委員と立ち会って話しました。

ここは、元々みかん畑だったんですけど、基盤整備をされて前年度は玉ねぎを作っておられました。来年度も玉ねぎを作るということで、よろしくお願いしますということでした。

議長

調査報告が終わりました。

それでは、議案第152号7番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第152号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、7番は原案どおり認められました。

(福江農業委員着席)

議長

続きまして、議案第154号3番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内にある市街地の区域 内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判 断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第5条第2項各号に該 当する事項は認められません。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された池田推進委員さんから調査 報告をお願いします。

池田推進 委員 28日に、辻農業委員、 $\bigcirc$   $\bigcirc$  さんと、 $\bigcirc$   $\bigcirc$  さんが来られて4人で話をしました。

すぐに埋めるんですかと聞いたところ、すぐに埋めずに車が入れる入口だけを埋めて、置場として使用するということでした。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第154号3番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第154号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって3番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。

続きまして、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された川﨑農業委員から調査報告をお願いします。

川﨑委員

29日に現地を見て話をしてきました。

計画書の金額が、資材の高騰などによって最初は4,000万だったそうなんですけど、建設会社でまた金額があがって、結局5,000万になるそうですけど、それで事業的に成り立っていくのかという話をしました。

本人がやる気を出して、事業を拡大するのに止める権利はないので、頑張ってくださいと話をしました。

議長

調査報告終わりました。

それでは議案第154号4番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決を取ります。

議案第154号4番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、4番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第155号2番について事務局の説明を求めます。

## 事務局

## (議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された榊原推進委員から調査報告をお願いします。

# 榊原推進 委員

7月1日に、喰場公民館に○○さん、○○さんは、今、海外にいるという ことで、お母さんの方に来てもらいました。

7265-6は、カボチャを栽培されていて、7265-12は、みかんが植えてあります。

○○さんの奥さんも了解されていますので、別に問題ないと思います。 賃借料の方が1万円ということで、荒らさないでくださいというのが条件 でした。

## 議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第155号2番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

## 議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第155号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

## 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、議案第155号2番は原案通り認められました。

以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。

(なし)

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第37回総会を閉会いたします。

委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れ様でした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 5 年 7 月 4 日

会 長 秀島克博

議事録署名者 澤山直人

議事録署名者 山口秀行